

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成24年度
計画変更年度	平成25年度
計画変更年度	平成27年度
計画変更年度	平成30年度
計画変更年度	令和3年度
計画主体	苫小牧市

苫小牧市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 苫小牧市産業経済部産業振興室農業水産振興課
所在地 苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話番号 0144-32-6452
FAX番号 0144-34-7110
メールアドレス nogyosuisan@city.tomakomai.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・その他鳥獣（アライグマ・ハト・カラス・カモメ）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	苫小牧市内全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
エゾシカ	デントコーン	2.4ha	1,980千円
	スイートコーン	4.0ha	50千円
	花卉	0.1ha	150千円
	牧草	7.0ha	200千円
その他鳥獣	デントコーン	0.1ha	495千円
	スイートコーン	0.1ha	100千円
	豆類	1.2ha	1,050千円
	水産物	-	514千円
合計		14.9ha	4,539千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

エゾシカは、東部地域及び樽前山麓から西部地域に生息し、主たる農業地域である植苗・美沢、樽前地区の畜産農家・畑作農家に大きな被害を及ぼしている。被害作物は、デントコーンが主であり、収穫期に被害が集中し、牧草にも同様に被害が及んでいる。また、市街地への出没も多発し、路上に飛び出し車と接触したり、企業のソーラーパネルの敷地内へ侵入するなどの生活環境被害も発生している。

【その他鳥獣】

アライグマは主にデントコーン、ハト・カラスは野菜類及び豆類、ヒグマは4月から10月下旬まで足跡の発見や目撃情報が寄せられており、主にデントコーンに被害を及ぼしている

カモメについては、水揚げされた水産物への被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	品目	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
エゾシカ	デントコーン	2.4ha	1,980千円	1.68ha	1,386千円
	スイートコーン	4.0ha	50千円	2.80ha	35千円
	花卉	0.1ha	150千円	0.07ha	105千円
	牧草	7.0ha	200千円	4.90ha	140千円
その他鳥獣	デントコーン	0.1ha	495千円	0.07ha	347千円
	スイートコーン	0.1ha	100千円	0.07ha	70千円
	豆類	1.2ha	1,050千円	0.84ha	735千円
	水産物	-	514千円	-	360千円
合計		14.9ha	4,539千円	10.43ha	3,178千円

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ】 苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会でくくりわなを導入し、実施隊によるくくりわな捕獲事業を行う。処理については一般廃棄物として焼却処分としている。</p> <p>【アライグマ】 環境生活課が、職員及び委託による箱わなの設置、捕獲を実施。処理については焼却処分とする。</p> <p>【ヒグマ】 ハンターによるヒグマ防除隊を組織し、発見の通報等があれば速やかに現場を確認する。また、過去に被害のあった農家等において予察巡視を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街区域での出没 ・農業者とハンターの連携
防護柵の設置等に関する取組		

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・行政、農業団体、狩猟団体で連携し、被害防止に取り組む。 ・エゾシカについてはくくりわな、アライグマについては、箱わなで捕獲し、その他鳥獣については、適宜対応する。 ・農地以外による生活環境被害についても、エゾシカの捕獲を検討する。 ・ヒグマについては、近隣市町村との情報交換を行うなどし、被害の未然防止に努める。
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会において対応する。鳥獣被害対策実施隊は、仕掛けたくくりわなを見回る際に銃を所持する。ヒグマについては防除による被害軽減を原則とし、隊員による巡視などを実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 令和5年度 令和6年度	エゾシカ	・ 狩猟免許取得に係る周知活動の実施 ・ 捕獲機材（くくりわな等）の導入 ・ 被害防止技術講習会の実施
	アライグマ	・ 箱わなによる捕獲
	その他鳥獣	・ 適宜対応

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会において農業等被害の軽減を図るだけでなく、生活環境被害の軽減を目指す。また、全道においてエゾシカの増加傾向が確認されていることから、本市においても令和3年度より捕獲計画頭数を550頭とする。 アライグマについては、北海道において生息数を公表していないため、捕獲計画頭数は設定しない。 ヒグマについては防除を基本方針とすることから、捕獲計画頭数は設定しない。ただし、緊急時対応に備え、年間5頭以内の捕獲許可申請を行う。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	550 頭	550 頭	550 頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
市内の主たる農業地域である植苗・美沢、樽前地区を中心に捕獲を実施する。また、市街化区域への出没や交通事故への対応のため、農地以外での捕獲も行う。捕獲方法として、くくりわなを使用し、状況によっては止めさし時に銃を使用する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性：エゾシカ等の有害鳥獣の捕獲 ヒグマ出没による人畜等への被害に対する防除 実施予定時期：令和4年4月～令和6年3月

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
エゾシカ アライグマ	侵入防止柵 （電気柵） 導入検討	侵入防止柵 （電気柵） 導入検討	—

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
エゾシカ アライグマ	適切に管理するとともにわな捕獲に活用する	適切に管理するとともにわな捕獲に活用する	適切に管理するとともにわな捕獲に活用する

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

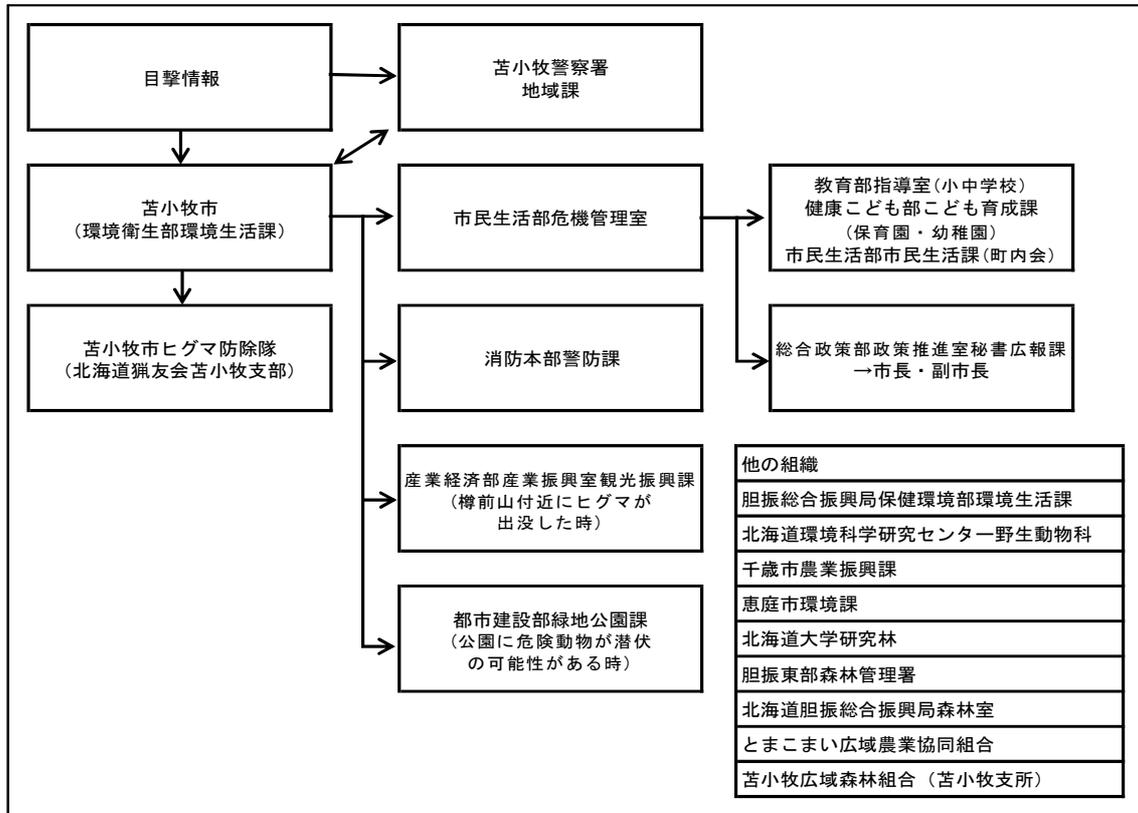
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
胆振総合振興局保健環境部 環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付、指導、助言
一般社団法人 北海道猟友会苫小牧支部	鳥獣捕獲等の実施
苫小牧市（環境生活課）	関係機関との連絡調整、情報収集、市民周知
苫小牧警察署	情報収集、安全確保

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

苫小牧市ヒグマ目撃情報連絡系統図



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

一般廃棄物として、焼却する。ただしヒグマについては、可能な場合は試料を専門機関（北海道立総合研究機構）へ提供する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称		役割
とまこまい広域農業協同組合苫小牧支所		鳥獣による農業被害実態調査、協議会会計担当。
苫小牧漁業協同組合		鳥獣による水産被害についての情報提供及び調査
一般社団法人北海道猟友会苫小牧支部		被害防止対策に係る情報提供及び捕獲の実施
胆振東部森林管理署		森林被害に係る情報収集及び調査
苫小牧市農業委員会		農地等に関する情報収集及び提供、農業被害状況の把握
苫小牧市	農業水産振興課	協議会の事務局運営及び農業被害状況の把握及び対応、防止計画策定、関係機関との全体調整。
	環境生活課	生活環境被害状況の把握及び対応
	緑地公園課	森林被害状況の把握及び対応

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
胆振総合振興局産業振興部農務課	鳥獣被害防止計画の協議・鳥獣被害防止総合対策事業の指導
胆振総合振興局保健環境部環境生活課	鳥獣捕獲許可の受付及び相談
札幌方面苫小牧警察署	被害情報の共有
胆振農業改良普及センター	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法第9条第3項に規定するものであり、市長が委嘱し、班に分かれて業務をこなす。

(1) 鳥獣捕獲班(農業被害対策班、生活環境被害対策班、ヒグマ防除隊)
農業被害防止や生活環境被害防止に向けて、エゾシカをわな猟により捕獲する。また、ヒグマによる被害を防ぐため、巡視等を行う。一般社団法人北海道猟友会の会員が任命される。

(2) 被害防除班
被害情報の収集や農作物被害を防止するための追い払い活動やわな設置後の見回りをを行う。主に市内農業者が任命される。

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

農業被害の調査方法について、「とまこまい広域農業協同組合」に加入している農家への聞き取りにより、被害状況を把握しているが、今後、調査方法について、見直しを検討する。

また、本計画において記載のない鳥獣による被害が発生した場合や被害防止に係る対策方法等に重要な変更が生じる場合、協議会主体となって計画変更を検討する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。